

第45号議案

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成23年9月6日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(芦屋市留守家庭児童会条例の一部改正)

第3条 芦屋市留守家庭児童会条例（平成15年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

(芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例（平成18年芦屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

第7条第1項第1号中「又は第4項」を削る。

(芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第9項」を「第5条第8項」に改める。

(芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例（平成23年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

(芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第7条 芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障

害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に定める日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第8条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

参 照

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1 制定の趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 次の表に掲げる条例で引用する障害者自立支援法の条項を改める。

(第1条, 第4条, 第6条及び第7条関係)

改正条例	障害者自立支援法の引用条項	
	改正案	現行
芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 芦屋市消防団員等公務災害補償条例	第5条第7項	第5条第6項
	第5条第13項	第5条第12項
芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例	第5条第7項	第5条第6項
	第5条第9項	第5条第8項
	削る	第29条第4項
芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例	第5条第8項	第5条第7項

(2) 次の表に掲げる条例で引用する障害者自立支援法の条項を改める。

(第2条, 第5条及び第8条関係)

改正条例	障害者自立支援法の引用条項	
	改正案	(1)による改正後
芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 芦屋市消防団員等公務災害補償条例	第5条第12項	第5条第13項
	第5条第8項	第5条第9項

(3) 次の表に掲げる条例で引用する児童福祉法の条項を改める。(第3条関係)

改正条例	児童福祉法の引用条項	
	改正案	現行
芦屋市留守家庭児童会条例	第6条の3第2項	第6条の2第2項

3 施行期日

公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に定める日のいずれか遅い日。ただし、上記2(2)及び(3)については、平成24年4月1日